郵便入札の概要について

１　郵便入札の定義

通常、入札者が会場に参集し入札書を投函しますが、郵便入札は入札者が指定された期日までに郵送により入札書を提出し、あらかじめ示した「開札の日時及び場所」において、立会者の立ち合いのもと、落札者を決定する入札です。

雨竜町では建設工事等郵便入札実施要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき令和２年５月21日以降に実施する入札について適用いたします。

２　郵便入札とする工事等

一般競争入札は「公告」で、指名競争入札は「指名通知」で郵便による入札である旨を明記します。

３　入札書の郵送

(1) 郵送到達の期日

指名通知を受けた者又は一般競争入札参加資格確認申請を行い、資格「有」とされた者は、工事等の内容を確認のうえ、開札日の前日（休日を除く）の午後５時までに雨竜町役場に到達するよう、入札書及び工事内訳書を一括して郵送しなければなりません。

(2) 郵送の方法

「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」のいずれかを選択してください。これ以外の郵送方法や持参しての提出等は認めません。ただし、前述の２つの郵送方法で、さらに速達扱いとすることは差し支えありません。

郵送の封筒には次の必要事項を表示してください。

ア　工事（委託業務）番号及び工事（委託業務）名

イ　商号又は名称、代表者名及び住所

ウ　開札年月日

エ　入札書在中の旨（本項目は朱書きとする）

オ　連絡先電話番号及びファクス番号

(3) 入札書等の送付先

雨竜町総務課総務担当宛に送付してください。

４　落札等の通知

落札者に対しては、「郵便入札落札通知書」（別記様式第４号）によりＦＡＸで通知します。ただし、落札者が立会人として参加している場合は、口頭による通知に代える場合があります。

落札者以外の入札者に対しては、町告示板への掲示及び町ホームページへの掲載（公表）をもって通知とします。町ホームページは開札当日中に、データを掲載します。

５　開札の立会者

(1) 開札には立会者を２名以上置くこととしています。

(2) 入札者で希望のある方は、開札に立会することができます。また、入札者に常時雇用されている者（社員）が立会することもできます。

(3) 入札者で希望のある者は、開札日の前日午後５時までに、郵便入札開札立会申込書（別記様式第２号）を総務課総務担当へＦＡＸ、郵送又は持参のいずれかの方法で提出してください。

(4) 申込を済ませた方は、開札日時の15分前までに、一般競争入札の入札参加資格確認通知、指名競争入札の指名通知の原本又は写しを持参しお集まりください。

(5) 立会された方には、開札結果を記録した郵便入札開札記録書（別記様式第２号）の内容を確認していただき、記載事項が事実に相違ない場合、これに署名いただきます。

(6) 希望参加の立会者が２名に満たない場合は、入札事務に直接関わらない町職員を立会者に充てます。

６　郵便入札の留意事項

(1) 到達期日

指定された期日、場所に入札書が到達しない場合、郵便事故、その他理由の如何に関わらず、当該郵便入札は辞退したものと見なします。

(2) 郵送方法

指定の輸送方法以外の提出は認めていないほか、郵便入札封筒に必要記載事項が記載されていない場合、到達した封筒が到達時に開封あるいは破損等により内容物が露出、散逸又は脱落している場合などは適正な入札書として扱えないことがあります。

(3) 到達の確認

本入札の円滑な定着を図るため、入札書到達期日が差し迫っても当該入札書が未到達である者に対しては、町から未到達である旨の照会を行う予定（当分の間、終了時期未定）です。

７　入札書の取扱い等

(1) 開札

有効に到達した入札書が２通に満たない場合でも、当該郵便入札は執行し開札します。

(2) 入札書の撤回等

町に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

(3) 入札の辞退

入札書が町に到達した後でも、開札までの間は入札辞退を認めます。

(4) 入札書の無効

次のいずれかに該当する郵便入札は無効となります。

ア　入札を行う資格のない者のなした入札

イ　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

ウ　入札書記載の金額を加除訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のない　もの、又はその他入札要件の記載等が確認できないもの

エ　同一事項に対して２通以上の入札をしたもの

オ 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの、又は、単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの

カ 不正行為による入札

キ 入札条件に違反した入札

(5) 再度入札の公告

第１回の入札において予定価格の制限の範囲内の価格で入札が無い（最低制限価格が設定されている場合は、最低制限価格以上の価格の入札が無い場合も含みます）ときは、１回を限度として再度入札を行います。

８　郵便入札に係る規定等

要綱は町のホームページに掲載しておりますので、本書と併せて内容をご確認ください。本書に記載した「別記様式」はいずれも、要綱中に定めている様式です。

９　郵便入札に係る問い合わせ先

雨竜町総務課総務担当　電話番号 0125-77-2211